



平成27年10月13日

秦野市長 古谷 義幸 様

秦野市水道審議会

会長 松下 雅 雄



水道料金のあり方について (答申)

平成27年7月31日付けFNo.9・1・0 (甲) で、当審議会に諮問のありました「水道料金のあり方について」、別紙のとおり答申します。

当審議会の答申を十分に尊重され、将来にわたり安全な水を安定して利用者に届けるというライフラインとしての責任を確実に果たしていかれることを要望します。

答 申 書

1 水道事業を取り巻く状況

我が国の水道は、昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長期に急速な広がりを見せ、今や、普及率は97パーセントを超え、ほとんどの国民が安全な水道水を安定して利用できるようになりました。

秦野市の水道事業においても、昭和40年代から50年代での小規模水道の統合等により市内のほぼ全域へ水道水が供給されています。

そうした中、統合事業などにより集中して整備した多くの配水施設や水道管などは更新時期を迎え、耐震化を含め大規模地震に備えた水道施設の早急かつ計画的な整備が急務となっています。

一方、景気低迷による企業の水需要の大幅な落ち込みにより、平成20年度から3年連続の赤字決算が続き、23年4月には料金改定を行い、利用者に負担増をお願いしています。

また、これまで、健全経営確立のため、安全面を重視したうえでの経費削減や収入の確保、包括委託による未収金の低減など、可能な限りの経営手段が講じられてきましたが、結果として、料金改定後4年目にして再び赤字決算となり、27年度では、当初から赤字予算を組むという厳しい経営状況にあります。

水道事業を取り巻く社会環境は大きく変化するとともに、今後も、水需要の落ち込みが続き、加えて人口減少の進行や、さらなる節水型機器の普及などから、水需要、つまり給水収益が大きく増加するとは考えられません。

給水開始から満125年を迎えた今、秦野市の水道事業経営は、これまでに増して厳しい対応を迫られています。持続可能な水道事業に向け、より効率的な事業経営に全力で取り組むとともに、効果的な施設整備を進め、ライフラインとしての責務を果たしていく必要があります。

2 審議経過

当審議会は、平成26、27年の2年度にわたり、水道事業を精査するとともに、市長から諮問された「水道料金のあり方」について、慎重に審議を重ねてきました。

開催日	内 容
平成26年度（第1回） 平成26年11月13日（木）	・ 委嘱状交付 ・ 平成25年度決算について

(第2回) 平成27年1月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度予算(案)について 水道事業の現状と課題について
(第3回) 3月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金の現状について
平成27年度(第1回) 5月13日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設現地調査について
(第2回) 6月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設整備計画(案)について 水需要予測と財政推計について
(第3回) 7月31日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金のあり方について(諮問) 県水受水について 水道事業財政計画(案)について 料金体系についての考え方について
(第4回) 8月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> これまでの審議内容について 総括原価と配分について 料金改定シミュレーションについて
(第5回) 9月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 料金改定シミュレーションについて 料金表の改定案について 地下水利用協力金について
(第6回) 9月14日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度決算(案)について 水道料金のあり方の答申骨子について

3 現在の課題

平成21年10月に策定された「はだの水道ビジョン」を踏まえ、22年度に当審議会では整理した秦野市水道事業が抱える課題について検証し、再整理しました。

(1) 水質管理と監視の強化

秦野市には、規模の小さな水源が数多く点在していますが、その施設の情報を中心して監視できる体制が十分に整っていないため、引き続き安全性と効率性を向上させる必要があります。

(2) 水道施設の劣化

秦野市水道は、昭和40年代から50年代にかけて、各地域の小規模水道の統合整備を進めてきました。その時期に、集中して配水施設などの基幹施設を整備しているため、老朽化が進むとともに、今後、ほぼ同時期に更新時期を迎えます。

維持管理を適正に行うことで施設の長寿命化と更新時期の平準化を図りながら、計画的な施設更新を進める必要があります。

(3) 耐震管路の整備の遅れ

秦野市の基幹管路である導水管・送水管の耐震化率は、平成25年度末で28.6パーセントです。

全国平均34.8パーセント、県平均62.5パーセントと比べると耐震化が遅れています。

大規模地震発生時でも安定供給できるよう引き続きの整備が必要です。

(4) 震災など非常時に対する水道施設の対応の遅れ

耐震補強工事は、万一の場合に断水を起こさないように、施設運用の見直しなどを含め、劣化の状況、更新時期、配水容量など、配水場ごとの状況を見ながら進める必要があります。

また、主要な施設への非常用自家発電設備の設置は、概ね完了したものの、経年設備の計画的な更新が必要です。

(5) 水需要と料金収入の減少への対応

秦野市の水需要は、長期化している景気低迷や節水型機器の普及、環境意識の高揚などにより減少し続けています。今後、景気が回復したとしても、多くの企業で節水対策が進んでいることや利用者の環境・節水意識が高まった状態では、元に戻るとは考えにくく、さらには、人口減少社会の進行により、ますます厳しくなると予測されます。

水需要の減少は、料金収入の減少を意味しており、施設整備を効率的に進め、今後の持続的な水道の安全供給体制を確立するためには、経営基盤の安定強化が不可欠です。

(6) 経営の効率化

公営企業として水道事業の安定経営を持続するため、引き続き安全面を損なうことなく、事務の効率化や経費の削減、未収金の解消などが求められています。

4 課題の解決に向けて

平成23年4月の料金改定に当たり、「はだの水道ビジョン」の構想実現のための達成目標とした「基本的な考え方」について検証した結果、その考え方を継承することが望ましいと判断します。

(1) 水道施設整備計画の推進

水需要や人口の減少による施設のダウンサイジングや、重要度、緊急度、事故、地震リスク等を考慮した上で、財政的な裏づけとともに、施設の統

廃合や配水管網の見直しを行い、その整備計画を着実に実施するべきです。

(2) 経営基盤の安定化

予想以上の水需要の落ち込みと、それに伴う料金収入の減少に対応し、歴史ある水道事業を次世代に引き継ぐことが私たちの使命です。

「はだの水道ビジョン」の将来像である「おいしい秦野の水をいつまでも」を実現するために、経営基盤を安定させなければなりません。

(3) 企業努力

経費削減などの企業努力については、上下水道部局の組織統合や、更なる業務の包括的な委託を検討するなど、引き続きライフラインとして安全面を損なうことなく、持続可能な範囲で最善の努力をするべきです。

また、県水受水は、災害などに備え、引き続き受水の必要があり、むやみに契約解除や受水停止ができないことは分かりますが、県企業庁などに対して、今後も継続して負担軽減に向けた要望などを行うべきです。

(4) 料金改定（負担の増加）

耐震化などの施設整備を計画的に進める財源を確保できるよう、事業収益の中心である水道料金の改定を行うべきであると考えます。

しかし、改定に当たっては、一般家庭や企業への負担を考慮し、やむを得ない範囲にとどめるべきです。

(5) 施設整備計画を着実に進めるための財政計画の策定

ア 財政計画の計画期間は、秦野市総合計画後期基本計画の計画期間である、平成28年度から32年度までを含む、28年度から37年度までの10年間が妥当です。

イ 料金算定期間は、社会経済情勢が不安定な中、10年間の中期見通しでは、給水需要などの予測に誤差が生じるため、平成28年度から32年度までの5年間が妥当であると考えます。

ウ 健全経営を確保するために、計画期間内の各年度で収益的収支決算が損失（赤字）にならないようにするべきです。

エ 計画期間内の企業債の借入額は、後年度負担を考慮し、企業債残高を計画的に減らすよう、当面は上限を4億円とするべきです。

ただし、単年度に集中して事業を実施する場合などは、4億円を超えてもよいと思います。

オ 補填財源残高は、多く確保するに越したことはありませんが、いざという時のために水道事業基金を約3億7千万円確保していることや、少しでも料金改定率を下げ、市民生活や企業活動への影響を少なくするため、災害などにより給水収益が全く収入できなくなった場合でも、大規

模修理や企業債の償還金などへの対応が可能となる8億円程度を確保することが望ましいと考えます。

また、事故や災害などが発生した場合に対応するため、水道事業基金は、少しずつでも積み増しを進めるべきであると考えます。

5 水道料金のあり方

(1) 現状と課題

ア 平成23年4月に16年ぶりとなる料金改定を行い、経営基盤の安定を図りましたが、予想以上の水需要の落ち込みと、それに伴う料金収入の減少により、平成26年度水道事業会計決算では赤字となりました。

27年度も、料金改定前の22年度同様に赤字予算を組まざるを得ない状況となっています。

イ 前回の料金改定で多少緩和されているものの、まだ、基本料金での回収割合が低く、経常的に発生する施設維持管理費など、必要な固定費の回収が不十分であるため、使用水量の減少により、水道事業経営の赤字を引き起こす要因の一つとなっています。

ウ 業務用料金体系では、少数の大口需要者により、給水収益の約7割が賄われており、大口需要者である企業の大幅な水需要の減少等が、水道事業経営に大きな打撃を与えています。

前回の料金改定で多少緩和されているものの、まだ、景気に左右されやすい料金体系となっています。

エ 使用水量が多くなるほど単価が高くなる逡増体系は、これまで、節水を促す一定の役割を果たしてきましたが、負担の公平性に問題があり、また、前回の料金改定で多少緩和されているものの、まだ、水道使用を抑制する要因の一つとなっています。

(2) 料金改定

ア 改定率

利用者の立場からすると、水道料金は安いに越したことはありませんが、最低限必要な額を確保するために平均15パーセントの水道料金の引上げを実施せざるを得ないと考えます。

イ 改定時期

水道事業経営の状況や、水道施設の耐震化などを早急に進める必要性を考慮すると、平成28年4月1日からの改定が望ましいと考えます。

ウ 料金体系

(ア) 原則的事項

料金体系は、受益者負担の原則から利用者に公平な費用の負担を求めるものであり、また、健全な経営ができるように、財政基盤が安定する収入を確保できるものでなければなりません。

(イ) 基本料金のあり方

a 二部料金制と基本料金

施設維持管理費などの固定費を、基本料金を設けて回収するという二部料金制は、公平な負担に適っています。料金収入に占める基本料金の割合を理想的なものに近づけ、使用水量の多少に関わらず発生する固定費を可能な限り基本料金で回収できるようにし、安定した収入の確保につなげる必要があります。

b 基本水量

全国的には基本水量を付している事業体は減少傾向にありますが、全国平均に達していない本市の基本料金の回収割合を引き上げることが先決である一方、使用水量の少ない利用者の料金の激変を招くこととなりますので、今回の検討では、基本水量は現行の8立方メートルを継続することが妥当であると考えます。

c 用途別から口径別への変更

シミュレーションの結果、ほとんどの利用者が、用途別、口径別いずれも同じ料金となることから、用途別による負担の偏りの解消や、料金算定根拠の客観性を考えると、この際、「何に使うか」ではなく、「一度にどのくらい使えるか」という口径別料金を採用すべきです。

なお、「農業用」の用途は、平成17年度に新設された料金であり、その目的は、市民共有の財産である地下水の自然かん養に重要な役割を果たしている農業を料金面から支援することで、地下水の保全の一助にすることです。従来「家事用」の用途との公平性を保つため、「農業用」の用途は、基本料金を口径別にしつつもそのまま残しておくべきです。

また、「臨時用」の用途についても、件数が少なく、継続的な水道利用ではない状況を考慮し、そのまま残しておくべきです。

(ロ) 業務用料金の負担緩和

業務用料金では、少数の大口需要者により給水収益の約7割が賄われ、かつ、この大口需要者である企業の大幅な水需要の減少等が、水

道事業経営に大きな打撃を与えているということを捉え、前回の料金改定で多少緩和されたものの、さらに業務用と家事用との負担の公平化を図り、社会環境や経済動向による使用水量の変動に影響を受けにくい料金体系にしていく必要があります。

用途別から口径別へ料金体系を変更することにより、この負担の偏りは、解消されます。

(エ) 逓増性の緩和

これまで一定の役割を果たしてきた逓増制ですが、家事用の給水収益の半分以上は、給水戸数割合の少ない区分にあり、使用水量の多い世帯が賄っている状況です。

前回の料金改定で多少緩和されているものの、使用水量が多くなるほど料金単価が高くなる逓増型料金体系は、負担の公平化や水道使用を促す観点からも、さらなる緩和を目指すべきです。

(オ) 公平な改定

負担が急増する改定、改定率や改定額にあまりにも大きな差のある改定は、市民生活や企業活動に大きな影響を及ぼします。

このため、段階的な改定など急激な変化をもたらさないようにするべきです。

エ 料金表

別紙のとおり

6 付帯意見

- (1) 水道水離れが進む中、将来的に若い世代が、水道水を飲み水として考えられるように、水道水の安全性などをもっとPRするべきです。
- (2) 今後も、定期的に適正な水道料金のあり方を検討し、将来にわたって、世代間の公平性が確保できるような料金体系の構築が大切です。
- (3) 県水受水費は、責任水量の見直し等困難な問題はあるものの、今後も、引き続き軽減に向けた要望など少しでも負担が少なくなるような働きかけをお願いします。
- (4) 水道料金の改定を利用者に受け入れてもらうため、負担増の必要性や料金負担の公平性、口径別料金の導入などについて、しっかりと説明することを要望します。
- (5) 市と事業者の合意の上に成り立っている地下水利用協力金は、「市民感覚からすると、水道利用者と同じ地下水を利用する事業者から得ている協力金も、値上げしバランスを保つ必要もある。」という意見もありました

が、地下水の水収支が安定している現状や、当面、地下水保全事業費に不足が見込まれないことから、協力金の単価は、据え置きが妥当であると考えます。

ただし、地下水が市民共有の財産であることを前提に、水循環基本法による個別法の制定など、国の法制度の動きを注視し、その方向性を検討されるよう要望します。

7 まとめ

秦野市の水道事業は、明治23年に給水を開始した「曾屋区水道」から、今年125周年を迎えました。ふるさとの水に懸けた先人の思いを次の世代に確実に引き継ぐために、「安心」「安定」「持続」という「はだの水道ビジョン」の基本方針を具現化し、いつでも安全でおいしい水を供給するというライフラインとしての責任を果たしていかれることを期待します。

現行水道料金表

1 か月当たり (税抜)

用途区分	料金の種別	
	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)
家事用	8立方メートルまでの分 520円	8立方メートルを超え 20立方メートルまでの分 70円
		20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分 80円
		30立方メートルを超え 50立方メートルまでの分 130円
		50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分 195円
		100立方メートルを超える分 220円
業務用	8立方メートルまでの分 650円	8立方メートルを超え 30立方メートルまでの分 95円
		30立方メートルを超え 50立方メートルまでの分 140円
		50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分 195円
		100立方メートルを超え 500立方メートルまでの分 220円
		500立方メートルを超える分 245円
農業用	8立方メートルまでの分 520円	8立方メートルを超え 20立方メートルまでの分 70円
		20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分 80円
		30立方メートルを超え 50立方メートルまでの分 130円
		50立方メートルを超える分 160円
臨時用	8立方メートルまでの分 1,700円	8立方メートルを超える分 400円

新水道料金表 (案)

1 か月当たり (税抜)

料金の種別 用途区分	基本料金			超過料金 (1立方メートルにつき)	
	使用水量	メーターの口径	金額	使用水量	金額
一般用	8立方メートル までの分	20ミリメートル以下	680円	8立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	85円
		25ミリメートル	1,110円	20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	95円
		40ミリメートル	2,880円		
		50ミリメートル	5,180円	30立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	140円
		75ミリメートル	11,600円	50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	205円
		100ミリメートル	18,800円	100立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	225円
		150ミリメートル	38,800円		
		200ミリメートル	59,000円	500立方メートルを超える分	245円
農業用	一般用と同じ			8立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	一般用と同額
				50立方メートルを超える分	170円
臨時用	8立方メートル までの分	全口径	2,200円	8立方メートルを超える分	415円